

# 建設委員会記録

[第1日目]

1 日 時 平成30年 6月22日 (金曜日)

開 会 午前 9時57分

散 会 午前10時54分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 9人

委員長 横野 昭

副委員長 尾上 一彦

委員 岡部 享

// 石森 正二

// 押田 大祐

// 小西 直樹

// 松尾 茂

// 村家 博

// 五本 幸正

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【消防局】

局長	戸川 治朗
局次長	相澤 充則
総務課長	河部 勝巳
予防課長	根塚 英也
参事（警防課長）	高田 敏久
通信指令課長	石井 誠
総務課主幹（調整担当）	岸 隆志

### 【活力都市創造部】

部長	高森 長仁
理事（活力都市創造担当）	後藤 衛
部次長（技術担当）	中村 雅也
部次長	舟田 安浩
参事（建築指導課長）	栗島 正憲
活力都市推進課長	金山 英樹
都市計画課長	狩野 雅人
中心市街地活性化推進課長	堀田 英樹
居住対策課長	高森 隆
交通政策課長	村井 真哉
富山駅周辺地区整備課長	山崎 哲志
路面電車推進課長	高田 秀昭
都市再生整備課長	守山 裕一
活力都市推進課主幹（調整担当）	卜蔵 雄治

## 6 職務のため出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長	福原 武
議事調査課主任	平野 霞
議事調査課主事	北山 栞

## 7 会議の概要

- 委員長 予定の時間よりも若干早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから、平成30年6月定例会の建設委員会を開会いたします。審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、押田委員、小西委員を指名いたします。なお、ただいま指名いたしました署名委員が、欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。
- 当委員会に付託されました各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります、委員会審査順序のとおり行う予定であります。
- なお、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。
- これより、消防局所管分に入ります。
- 報告第9号 平成29年度富山市継続費繰越計算書、第9款消防費を議題といたします。
- これより、当局の説明を求めます。
- 消防局長 〔挨拶〕

## 7 会議の概要

委員長 予定の時間よりも若干早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから、平成30年6月定例会の建設委員会を開会いたします。審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、押田委員、小西委員を指名いたします。なお、ただいま指名いたしました署名委員が、欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。

当委員会に付託されました各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります、委員会審査順序のとおり行う予定であります。

なお、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

これより、消防局所管分に入ります。

報告第9号 平成29年度富山市継続費繰越計算書、第9款消防費を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

消防局長 〔挨拶〕

総務課長           〔議案説明資料により説明〕

委員長           これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、これをもって、質疑を終  
結いたします。なお、ただいまの報告案件に  
つきましては、議決不要のものです。  
次に、消防局所管分で、ただいまの報告以外  
に何か、質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、消防局所管分を終了いたします。  
消防局の皆さんは、退室願います。  
説明員を交代いたしますので、しばらくお待ち  
ください。

〔消防局退室／活力都市創造部入室〕

委員長           これより、活力都市創造部所管分の議案の審  
査を行います。  
議案第99号   平成30年度富山市一般会計

補正予算（第1号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費中、活力都市創造部所管分、

議案第112号 工事請負契約締結の件（富山港線軌道施設整備（その1）工事）、

以上2件を、一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

活力都市創造部長 〔挨拶〕

活力都市創造部次長 〔議案第99号中  
活力都市創造部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

交通政策課長 〔議案第99号中  
呉羽地域自主運行バス事業について、  
議案説明資料により説明〕

建築指導課長 〔議案第99号中  
宅地耐震化推進事業について、  
議案説明資料により説明〕

路面電車推進課長 〔議案第99号中  
路面電車の南北接続事業について、  
議案説明資料により説明〕

居住対策課長 〔議案第99号中  
空き家を活用した補助制度について、  
議案説明資料により説明〕

路面電車推進課長 〔議案第112号について、  
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

押田委員 3点お伺いしたいことがあります。まず、議案説明資料2ページの呉羽地域自主運行バス事業についてお伺いしたいと思います。車両更新ということを補正の目的としておりますけれども、更新の基準というものをちょっと教えていただけますか。

交通政策課長 先ほど説明していたのですが、富山市コミュニティバス等再編アクションプランというものがあります。その中に標準的な更新基準というものの記載がありまして、車齢10年を超えるもの、かつ走行距離が50万キロメートルを超えるものというふうに定めております。今回は十分に合致していると理解しております。

押田委員 今回呉羽地区のバスがその基準を超えてしまったということでの更新ですけれども、ほかのコミュニティバスで、更新を予定しているもの、想定されるものは存在していますか。

交通政策課長 今回対象となる呉羽地区のバスは車齢10年、もう1台は5年となっております。また、水橋地区のバスは車齢が7年、それ以外にまいどはやバスに関しましては車齢が4年ということで、今回挙げた基準に該当するものは呉羽地区の1台ということになります。

押田委員 バスも機械なのでいろいろ当たり外れというものがあるって、基準が10年そして50万キロメートルということなのですけれども、中には少し早く老朽化して修繕費がかかるということも多々あると思います。仮に修繕という形になってきますと、すごくお金がかかってくると思うのですけれども、そうなれば税金が投入されることになると思うのですが、基準の車齢とか走行距離を短めにして更新をするということを御検討されることはありますか。修繕費がかさむようであれば、ということでもすけれども。

交通政策課長 自主運行バスの補助として運行経費の20分

の9、それ以外のバスは車両及びそれに伴う維持管理費については全額補助しているというような部分もございます。当然車両に関する修繕費等が発生すれば市が補填して行くのですが、それがあまりにも過剰になるようであれば、内容を見ながら少し検討をしていく必要があるかと思っております。

押田委員

そのあたりはやっぱり税金ですので、無駄にならないように、柔軟に対応していただければいいかなというふうに思います。

そして次に議案説明資料5ページなのですが、空き家を活用した補助制度について1点ちょっとお伺いしたいのです。3の補正内容のところで、対象経費が空き家の改修となっていて「空き家の取得（用地の取得を除く）」というふうにあるのですが、用地の取得を除くということであれば、土地を買うもしくは借りる、さらに持ち主みずからの提供というふうになると思うのです。そうなると改修をするにもお金がかかるし、借りるもしくは買うことにまたお金がかかります。この制度を制定される時、そのあたり一土地のことにしましてはどのようなお考えだったのかということを知りたいです。

居住対策課長 この制度の検討に当たっては、国の補助制度であります空き家再生等推進事業を活用することを念頭に置いております。本市の補助要項につきましてもそういったものをベースにして検討していることから、土地について国にどう後押ししていただくかということになります。

小西委員 同じく議案説明資料5ページですけれども、この対象事業の中に子育て支援施設というふうにあります。今回こども家庭部のほうで放課後健全育成事業の特別拡充事業として助成金が出るということになっているのですが、この空き家活用の補助制度と併用はできるのでしょうか。

居住対策課長 こども家庭部で行っております放課後健全育成事業費との併用は可能でございます。

尾上委員 今回の空き家の活用に関連してですが、ある場所で空き家を探しておられる方がいらっしゃるかもしれませんが、なかなか見つからないと。空き家情報バンクに登録してある空き家が非常に少ないのです。市で把握しておられる空き家を紹介していただいて、空き家の持ち主と個人的に交渉するというようなことは可能なも

のなのですか。

居住対策課長 この補助は不動産業者が扱っておられるものを対象としております。私どもが仲介役をするというのはなかなか難しいのですけれども一仮にですね、所有者から承諾を得ることができて、マッチングが可能というものがもしあれば、意向に沿って、限りある情報についてお渡しすることは可能かと思えます。

尾上委員 所有者が了解したときにこの空き家情報バンクに載ってくるのかなというイメージが僕にはあります。この間調べましたけれども、件数としてはなかなか載っていないですよ。けれども空き家自体はたくさんあって、市はそれなりに把握しておられるものなのかなと思って、ちょっとお伺いしてみたのです。分かりました。

個人情報などの関係で、教えることに問題があるようであれば仕方ないとは思うのですけれども、借りたい人がおられて一市が細かいことまで調整することはないとは思いますが。そちらに空き家があるので持ち主に相談されればどうですか、ということがもし言えるのであれば、紹介していただければありがたいなというふうに思います。空き家をもっと活

用されていくのではないかなと思いますので  
よろしくをお願いします。

五本委員

まず空き家に関連してですけれども、岩瀬の町は住民が1万3,000人いた校下でありましたが一昭和36年の話です一残念ながら今は3,500人、当時の4分の1になりました。空き家が結構あります。なぜ空き家が増えたかといいますと、準工業地帯で、建蔽率が厳しくて改築ができないのです。昔、岩瀬の町はウナギの寝床とよく言われていました。そういう家が今でも結構ありまして、そこに現在も住んでおられるのです。

私のところに銀行さんがいろいろな用件で結構来ます。富山市で把握している戸数よりも銀行さんが把握している戸数の方が多いのではないかというような気がするのですが、銀行さんとタイアップということは全くしておられないのでしょうか。

居住対策課長

私どものほうで空き家の相談をいただく中には、所有者から、どうしたらいいかというような、活用に関する御相談もあります。そういった御相談をいただいたときには、富山県中古住宅流通促進協議会というところがございますので、そちらを御紹介しております。

協議会には不動産業界、金融機関、それからいろいろな解体等の団体も加盟しておられまして、空き家に関する一利活用もありますし、除却や跡地の活用、そういったことも一括して、常駐の相談員が個別の相談・対応に当たっていただいているということでございます。協議会には金融機関もおいでですので、金融的なお話も相談員を通じてやっておられるというふうに聞いております。

#### 五本委員

実を言うと一御存じだと思っておりますけれども、地域のことなどもいろいろあって空き家を二、三軒買ったのです。今、古民家再生の喫茶店などをやってみております。岩瀬の町に観光バスを走らせても食べる場所がないと、行政の方はおっしゃる。しかし、食べる場所をつくっても食べにきてもらえない、これが実態なのです。それはそれでいいのですけれども。

今、岩瀬の町で、北前船を形取った庭園をつくって、イタリアンと和食の店を経営されておりますので期待をしているわけですが、空き家の買取りをしてやっていくというのはなかなか難しい。ですから、もう少し空き家に対して一補助体制のほうももう少しどうにかできないかと。これは簡単には言えま

せんけれども。

今、尾上委員からは、空き家情報バンクに登録してある数が見たところ非常に少ないとありましたが、やっぱり皆さん方もそう思っておられるのかなと。登録できない原因というのはどこに一例えばその持ち主が出てこないのか、町内会や校下が動かないのか、どうなのでしょうか。

居住対策課長 詳細な分析はできていないというのが現状でございます。私どもは空き家の相談を受けて現地の調査をいたしますが、例えば適正管理の依頼をするときに、昨年度作成しました空き家のパンフレットを空き家の所有者に送付させていただいております。空き家バンクの御利用についてもぜひお願いしますということで、啓発は行っているところでございますが、現状はなかなか、ホームページに掲載されるということが皆さん少し気になっているようなところもありますし、また、実際には不動産屋に直接持ち込まれて物件を活用されるということで、そういうケースのほうが多いのかなというふうに思っております。

国では今、空き家情報バンクの全国版を策定して公表されています。全国各地からホームページを見られて、窓口が1つになっている

のですけれども、問合せ件数がなかなか伸びていないということで、大変な課題であると認識しております。

五本委員 質問が変わりますけれども、この呉羽地区の自主運行バスですが、更新には10年という条件があるのですか。

交通政策課長 下限が10年ということです。

委員長 上限ではなく下限ですね。

五本委員 富タクのクラウン級の乗用車も50万キロメートル以上走ってはいけなくなっています。それに加えて、車検を1年間に3回—50万キロメートル走るたびにです。しかし、今のバスは10年間で70万キロメートルほど走っていますが、車検は年に1回です。事故ということが考えられるおそれは当然ありますよね。水橋地区の自主運行バスの車齢は7年と言われましたよね。

(「7年です。」と発言する者あり)

五本委員 1年で7万キロメートル、7年で計49万キロメートルということで50万キロメートル

くらいになってきます。この基準を変えることはできないのですか。

活力都市創造部長

バスの更新の時期につきましては、これまでの実績を参考としております。やはり大体50万キロメートルを超えると修理費が多くなってきます。先ほど押田委員からもありましたように、修理費がかさむと更新したほうが安上がりです。その目安が大体50万キロメートルを超えたところというふうになっていきます。

御指摘のとおり当たり外れがありまして、動くバスは70万キロメートル走っても動きます。しかし、やはり70万キロメートルぐらいになってくるともう修理費がかさんでしまして、限界が感じられます。実績をベースに、今のところ車齢10年と走行距離50万キロメートルというのは変わらずに思っておりますが、御指摘にありますように安全第一です。当然点検・車検も受けております。その中で慢性的に故障するとか、どこかが悪いと判明したものはやはり更新していくべきだと思います。原則として、今のところ10年・50万キロメートルというのを目安にしております。

五本委員 わかりました。そこを注意してやっていてもらいたい—鮮魚を扱うと腐りが早いのです。私どもの業界の車は大体3年間で33万キロメートル走ります。今回のバスはプラス4トンの車種ですので、この車体も今の業界の話と同じだと思っています。事故が起きてからではなく皆さんでもう1回考えてみたほうがいいのではないかなということを、老婆心ながら申し上げます。

岡部委員 議案説明資料3ページの宅地耐震化推進事業について、4点ほど聞かせてください。1つ目は、先ほどの説明では谷埋め型が17カ所という話であります。国のガイドラインには腹付け型という記載もあります。そちらのほうは含まれていないのでしょうか。

建築指導課長 富山市の平成29年度の調査では、腹付け型のもの—20度を超えた勾配と高さ5メートル以上というものは存在していません。

岡部委員 続いて、これは宅地という条件ですけれども、工業団地は入るのでしょうか。

建築指導課長 これは住宅地として造成されたものを対象とした事業となっております。

岡部委員 谷埋め型というのと、3,000平方メートル以上の面積になるのですけれども、この基準に合致する富山市内の箇所はこの17カ所で全て網羅されているのでしょうか。

建築指導課長 いずれにいたしましても、住宅地として造成されたところということですので、山間地のようなところは除いてということになります。第1次スクリーニングのやり方自体が地図上でということになっておりまして、航空写真とか地形図での照合を富山市全域に対して行っております。

岡部委員 では、17カ所で大体網羅しているということでもいいですか。

建築指導課長 国のガイドラインに合致するものは17カ所であったということです。

岡部委員 最後に、第2次のスクリーニングでは3度以上の勾配が対象ということですが、この根拠を教えてください。

建築指導課長 国から示されておりますガイドラインには、東日本大震災における宮城県仙台市の宅地被害の調査結果が掲載されております。この結

果によりますと、勾配が3度を超えていない部分に関しては被害が発生していないが、3度から5度、それから、さらにそれ以上のものについては被害が発生しております。3度から5度以内のものに関しては、基本的には大きな被害がそう生じるものではないというような見解もありますけれども、3度から5度について、1カ所崩落事故が起きたという報告が一応実績としてありますので、富山市の調査結果につきましても、その範疇に入ります1カ所、梅苑町について、念のため安全性の確認を行いたいということでございます。

石森委員           今の議案説明資料3ページの件を引き続いてちょっとお聞きしたいと思います。今回第2次のスクリーニングということですが、その結果を踏まえて、今の計画、スケジュールがあれば教えてください。

建築指導課長       第2次スクリーニングはこれからということなので、結果を見ないと、ということですが、もし崩落の可能性や危険性があるという判断になった場合は、造成宅地防災区域というものを指定いたしまして、その上で国の補助などを用いながら工事に入ることができるということになります。

石森委員      この事業を行うに当たって、事前に地元の方にヒアリング、説明をされたというふうに聞いています。今回は調査であるのですけれども、そういったものに対して非常に不安に思われるような地元の方もおられると思うので、その点に十分配慮をしていただいで調査をお願いしたいと思います。

建築指導課長      調査を行う梅苑町に1度、この調査をさせていただくということで説明に伺っているところではありますけれども、この区域の居住者の方は、そういう場所であるということを十分理解しておられます。こういう調査をして安全性の確認をしていただけるのであれば、というような雰囲気、状態でありました。この調査について特に異論があるという状況ではなかったと判断しております。

委員長          ほかに御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長          ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第99号中活力都市創造部所管分、議案第112号、以上2件を一括して

討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。  
これより、議案第99号中活力都市創造部所管分、議案第112号、以上2件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。  
よって各案件は、原案可決・同意されました。  
以上で、活力都市創造部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、報告案件として提出されている、  
報告第11号 平成29年度富山市繰越明許費繰越計算書、第8款土木費中、活力都市創造部所管分、  
報告第16号 平成29年度富山市事故繰越し繰越計算書、第8款土木費、  
報告第34号 経営状況報告の件（株式会社まちづくりとやま）、

以上3件を、一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

活力都市創造部次長 〔報告第11号について、  
議案説明資料により説明〕

富山駅周辺 〔報告第16号について、  
地区整備課長 議案説明資料により説明〕

中心市街地 〔報告第34号について、  
活性化推進課長 議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終  
結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
次に、活力都市創造部所管分で、議案及びた  
だいまの報告以外に何か、質問はありません  
か。

押田委員 最大震度が6弱となる大阪府北部地震が先日

発生いたしました。被災された多くの方々にお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々にお悔やみ申し上げます。

中でも、小学校のプールのブロック塀が倒れて9歳の女の子が亡くなるという悲しい事故が発生しております。昨日も安倍総理大臣が現地入りしまして、被害状況の確認、また女の子が亡くなったプールのブロック塀の現場で献花・黙禱をされたという報道がありました。総理大臣は、被災された自治体で行う応急・復旧対応を支援するということと、また、二度とこうした出来事を起こしてはならないということで、全国でブロック塀の緊急点検を行い、子どもたちの命をしっかりと守りたいと、学校の安全確保にも決意を示したという報道がありました。

この地震などを受けて、文部科学省のほうから学校でブロック塀などの安全点検について通知があったとのことですが、その内容について教えていただけますでしょうか。

建築指導課長

平成30年6月19日付で文部科学省から都道府県の教育委員会と都道府県知事宛て、その他各課宛てに、学校におけるブロック塀等の安全点検等についての通知があり、さらに国土交通省から都道府県の建築行政担当宛て

に教育部局と連携して取り組む旨の文書が届いております。翌20日に富山県から富山市に転送通知されております。内容といたしましては、所管する学校施設に対し、ブロック塀等の耐震対策の状況、劣化・損傷状況の2項目に関し安全点検と必要な安全対策を求めるものとなっております。

押田委員            こういう通知を受けて、それを行った上で、富山市としてその他の対応などがありますでしょうか。

建築指導課長        まずこの通知に関しますことに関しましては、学校施設におけるブロック塀等の安全点検についてということでございますので、施設を所管する教育委員会において主体的に取り組んでいただくということであると考えております。建築行政を所管する建築指導課においては、教育委員会の求めに応じまして必要な協力をしてまいりたいと考えております。

押田委員            今の話は、文部科学省の話があって教育委員会が、ということですがけれども、国土交通省のほうから通知というものは出てこないのでしょうか。

建築指導課長 実 は 昨 日 付 で 国 土 交 通 省 か ら 建 築 物 の 既 設 の 塀 の 安 全 点 検 に つ い て と い う 通 知 が 出 て 、 昨 日 夕 方 届 い た と こ ろ で ご ざ い ま す 。 そ の 中 で 、 既 設 の 塀 の 安 全 点 検 の た め の チェックポイント という も の が 示 さ れ て お り ま す 。 こ れ を 使 い ま し て 、 い ろ ん な ホ ー ム ペ ー ジ や 広 告 等 を 活 用 し 改 め て 啓 発 活 動 に 取 り 組 ん で ま い り た い と 考 え て お り ま す 。

あ と 、 住 宅 等 の ブ ロ ッ ク 塀 に つ い て は も と も と 一 住 宅 の 建 築 に 合 わ せ て ブ ロ ッ ク 塀 を 建 て ら れ る 場 合 、 建 築 確 認 申 請 な ど の と き に は 技 術 的 な 審 査 を 行 っ て 必 要 な 指 導 を 行 う こ と と し て お り ま す が 、 ブ ロ ッ ク 塀 単 独 で 建 て ら れ る 際 に は 申 請 の 必 要 が な い と い う こ と に な っ て お り ま す 。

い ず れ の 場 合 で も 同 様 で ご ざ い ま す け れ ど も 、 構 造 の 安 全 性 の 確 保 に 関 し ま し て は 建 築 基 準 法 に 規 定 し て あ り ま し て 、 建 築 主 、 設 計 者 、 工 事 管 理 者 、 施 工 者 な ど が こ れ に 従 い 築 造 を し な け れ ば な ら な い こ と に な っ て お り ま す 。

ブ ロ ッ ク 塀 等 の 所 有 者 、 管 理 者 み ず か ら の 責 任 に お い て 安 全 の 確 保 に 努 め て い た だ く も の と 考 え て お り ま し て 、 そ の た め に 、 啓 発 活 動 に 力 を 入 れ て い か な け れ ば な ら な い と い う 考 え で ご ざ い ま す 。

押田委員 今の話で出ましたのは、民間の、ということで、申請があったところとなかったところがありますけれども、それが例えば通学路になっている場合などはこういった対応をされるのかを教えてください。

建築指導課長 以前に一阪神淡路大震災のときも同様のことがありました。そのときにも、すぐにではございませんでしたが、通学路の安全確保について全国的に調査したことがございます。今回におきましても、場合によってはそういうことも必要だろうと考えておりますけれども、このあたりは国・県等の状況を見ながら必要な動きをしていかなければならないと思っております。

押田委員 熊本の例もありまして、富山は比較的安全とも言われておりますけれども、そういった神話というものはもうなくなったと思いますので、いざというときに備えて十分な対応をお願いします。

小西委員 中央通りD北地区のことについて、総事業費と補助金はお幾らになる予定ですか。

都市再生整備課長 総事業費につきましては、本会議の場でもお

答えしたところなのですけれども、今のところ事業計画がまだ確定しておりません。あくまで概算でありまして、敷地面積でありますとか用途、方法等より準備組合が算出したところ、約140億円を見込んでおります。補助金につきましては、他の例から見てパーセンテージが大体決まっておりますので、それから概算したところ、大体50億円を想定しております。

小西委員            そうしたら残り90億円、これは売却で、ということになるわけですね一要是売却して加工すると。そのうち、例えばマンションやスポーツアリーナ、店舗などの割合はわかりますでしょうか。

都市再生整備課長    今ほどもお答えしましたけれども、まだ概算の段階でありまして細かい数字は出ておりません。細かい計画もまだ出ていないという状態でございます。

小西委員            もう1点、地権者数です。既存の地権者がおられるわけですけれども、この再開発の事業で残られる地権者と、これから出て行かれる人がおられるというように思います。そのあたりはつかんでおられるのでしょうか。

都市再生整備課長 地権者についてはつかんでおりません。転出か残留かというのは、これから判断されるようなことだと思っておりますので、今後決まってくるものと思います。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、活力都市創造部所管分を終了いたします。お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。

6月26日（火曜日）は、午前10時より委員会を開き、上下水道局、建設部所管分の議案の審査などを行います。

本日はこれをもって散会いたします。